



元気いっぱい！練習の成果をお披露目

2018年度保育所お遊戯会が、11月17日(土)公民館で開催されました。

お遊戯会は76人の子どもたちがあいさつや遊戯、合奏などを披露しました。来場した家族は子どもたちに惜しめない拍手を送っていました。



年 金 あ れ こ れ

～『20歳になったら国民年金！！』～

◆国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支える仕組みです。国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めることになります。

◆国民年金(基礎年金)3つのメリット

1. 老齢基礎年金 老後を支えます
2. 障害基礎年金 病気やけがなどで障がいの状態になったときに支えます
3. 遺族基礎年金 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者とその子を支えます



◆20歳の手続き

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金資格取得届」が送られてきます。(すでに厚生年金、共済年金等の加入者またはその配偶者に扶養されている方は除く) 必要事項を記入し、役場住民課または年金事務所まで提出してください。

後日、「年金手帳」が届きます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので大切に保管してください。(障害・遺族年金を受給している、またはされていた方には届きません)

◆保険料を納めるのが難しいとき

「学生納付特例制度」 学生で所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度

「納付猶予制度」 学生でない50歳未満の方で本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度

どちらの制度も猶予を承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。納付が可能となったときに「追納制度」により納付することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。(追納が可能期間は10年間です)

お問合せ 日本年金機構旭川年金事務所 (TEL0166-27-1611) 又は、住民課お客さま窓口係 (TEL32-2500)